村山市農業委員会総会会議録（第６回）

１．期日　　令和８年６月 12 日（金）　午後６時 00 分～

２．会場　　第１会議室（市役所２階）

３．農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（１）　農業委員の出席者名簿（18 名）

１番	石川　賢也	10 番	板垣　厚志
２番	結城　正志	11 番	海老名正度
３番	阿部　憲一	12 番	奥山　金弥
４番	佐藤　善洋	13 番	髙谷　　太
５番	門脇　忠教	14 番	髙橋　　昭
６番	下山　勝宏	15 番	齋藤　伊美子
７番	川田　雅紀	16 番	石山　公己
８番	原田　浩明	17 番	笹原　　泉
９番	太田　一男	18 番	青柳　　篤

（２）農業委員の欠席者名簿（0 名）

（３）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0 名）

楯　岡	―	大　倉	―
西　郷	―	大久保	―
冨　本	―	戸　沢	―
袖　崎	―	大高根	―

４．会議日程及び会議に付した案件

議第 27 号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議第 28 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第 29 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（許可処分）

５．報　　告

報第 15 号　農地法第 18 条第６項の規定による通知について

報第 16 号　農地転用制限例外の確認について

報第 19 号　非農地証明願について

６．会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長	中里　恭一
局長補佐兼事業推進係長	髙宮　和弘
農地農政係主事補	石澤　永晴

７．会議の書記

農地農政係主事補	石澤　永晴

会　　議

（1）開会　　午後 6 時 00 分

（2）開会のあいさつ

議長(青柳　篤)

農作業が忙しい中出席いただきありがとうございます。いよいよサクランボの収穫も最盛期になってきている。天気も順調であり、作物の育ちもよいが、怪我のないよう活動していただきたい。6 月 2 日に全国農業委員会長大会が東京であり、国会議員、県農業委員とともに要請、意見交換等を行ってきた。農林大臣からは、税経に応じた策付けを今後ともよろしくとのことだった。現在、議会中だが、6 月 2 日に新農業委員について、協議が行われ同意をいただいたため、今後ともよろしくお願いした。それでは、本日の第 6 回総会よろしくお願い足します。

（3）議事録署名委員の選出について

議長(青柳　篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

3 番 阿部　憲一 委員　、 4 番 佐藤　善洋 委員

それでは、議事に入ります。

（4）協議事項

議長(青柳　篤)

議第 27 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の 3 条の許可申請は 83 番から 87 番までの 5 件で、所有権の移転が 4 件、使用貸借権の設定が 1 件です。地目・面積は田が 5,342 ㎡、畑が 2,981 ㎡で、合計は 8,323 ㎡です。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(石澤主事補)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 83 番から 87 番までの 5 件の案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(6 月 3 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳　篤)
　これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 1 件あります。はじめに、委員案件 87 番を除いた 83 番から 86 番までの 4 件について審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

　異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)
　採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除く 83 番から 86 番までの 4 件について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

　異議なし。

議長(青柳　篤)
　異議なしと認め、議第 27 号の 83 番から 86 番までの 4 件は、原案のとおり可決決定しました。
　続いて 87 番の委員案件 1 件について審議します。11 番委員はご退席願います。ご意見ご質問のある方はお願いします。

　異議なしの声あり。

　議長(青柳　篤)
　採決：異議なしの声がございますので、87 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　異議なし。

　議長(青柳　篤)
　これで議第 27 号は、原案のとおり可決決定されました。11 番委員はご着席ください。
　続きまして、議第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取及)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

　事務局(中里事務局長)
　今月の農地法第 5 条の許可申請は 7 番の 1 件で、地目、面積は畑、937 ㎡です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(石澤主事補)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号7番は、申請人が「農業用倉庫及び資材置き場」を建築するため、農地転用をするものです。

農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にあることから「第1種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、残高証明書にて確認しております。

この案件について､6月3日に現地調査を行った結果､排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳　篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

採決:異議なしの声がございますので、申請番号7番の1件について原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳　篤)

これで議第28号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、6月3日に現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳　篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

採決：異議なしの声がございますので、申請番号7番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳　篤)

これで議第29号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、4の報告に入ります。

(4) 報告

議長(青柳　篤)

報告事項の報第15号から報第17号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

報告事項、報第15号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第16号「農地転用制限の例外の確認について」、報第17号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

報第15号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の合意解約は、申請番号110番と113番の4件です。地目と面積は田と畑を合計し2,984㎡です。解約理由は貸し人の都合によるものです。110、111番は解約後自作、112、113番は改めて農地法第3条に切り替えとなります。

続いて、報第16号「農地転用制限の例外の確認について」です。1番、2番の2件です。初めに1番、地目、面積は田で2,492㎡の内29.8㎡です。申請人の所有する農作業小屋が手狭となったため、現在の建物に近接し新たに農機具格納庫・作業小屋を建築するものです。

次に、2番、地目、面積は畑で1,118㎡の内72㎡です。申請人が所有していた作業小屋が消失したため、新たに農機具格納庫を建築するものです。

続いて、「非農地証明願について」です。　15番から21番までの7件で、地目、面積は畑が合計10,495㎡、田が合計8,114㎡です。

申請内容は、労力不足、耕作不便等により20年以上前から耕作しておらず農地性が失われております。また、6月3日の現地調査で申請人立会のもと確認いたしました。

以上、報第15号から報第17号まで、報告いたします。

議長(青柳　篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳　篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

（６）閉会

以上をもちまして、議事の議案第 27 号から第 29 号までの 3 件、報告の報第 15 号から第 17 号までの 3 件について、終了します。

終了　午後 6 時 30 分